

# 覚 書

小野市消防本部（以下「甲」という。）と設置事業主（以下「乙」という。）は、乙所有（管理）の小野市 町字 番地 における乙により設置した消防水利の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（使用権）

第1条 乙は、消防水利について、甲が消防上必要があるときは、いつでも使用できることを認める。

（維持管理）

第2条 消防水利の管理については、乙がすべての責任を持って管理し、補修については、甲の使用が起因する故障、破損等については甲が補修し、その他のものについては乙が補修するものとする。

（設置期間）

第3条 乙は開発行為等に伴う土地、建物が存在する期間は消防水利は撤去しないものとし、開発区域の変更拡大及び建物の新築、増築及び改築により消防水利の位置等の変更を必要とするときは、甲乙協議の上で変更できるものとする。

（用水の負担）

第4条 甲が消防活動のため、使用した用水の負担については、乙の所有の物件に使用した場合にあっては乙が、乙の所有の物件以外については甲が負担する。

（第三者譲渡）

第5条 乙が開発行為等に伴う土地建物を売却又は譲渡した場合、当該物件を所有することとなる者（以下「丙」という。）はこの覚書を引継ぐものとする。以下同様に当該物件を所有するものはこの覚書を引継ぐものとする。

以上、本取決めを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。第5条により本覚書を引継いだ場合には、丙は本書2通に記名押印する。

年 月 日

甲 小野市王子町809  
小野市消防長

印

乙

印

年 月 日

丙

印

覚 書

小野市消防本部（以下「甲」という。）と設置事業主（以下「乙」という。）は、乙所有（管理）の小野市 ○○ 町字○○ ○○番地の○○における乙により設置した消防水利の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（使用権）

第1条 乙は、消防水利について、甲が消防上必要があるときは、いつでも使用できることを認める。

（維持管理）

第2条 消防水利の管理については、乙がすべての責任を持って管理し、補修については、甲の使用が起因する故障、破損等については甲が補修し、その他のものについては乙が補修するものとする。

（設置期間）

第3条 乙は開発行為等に伴う土地、建物が存在する期間は消防水利は撤去しないものとし、開発区域の変更拡大及び建物の新築、増築及び改築により消防水利の位置等の変更を必要とするときは、甲乙協議の上で変更できるものとする。

（用水の負担）

第4条 甲が消防活動のため、使用した用水の負担については乙の所有の物件に使用した場合にあっては乙が、乙の所有の物件以外については甲が負担する。

（第三者譲渡）

第5条 乙が開発行為等に伴う土地建物を売却又は譲渡した場合、当該物件を所有することとなる者（以下「丙」という。）はこの覚書を引継ぐものとする。以下同様に当該物件を所有するものはこの覚書を引継ぐものとする。

以上、本取決めを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。第5条により本覚書を引継いだ場合には、丙は本書2通に記名押印する。

令和2年4月1日

甲 小野市王子町809  
小野市消防長

印

乙 小野市○○町○○番地の○  
株式会社 ○×△  
代表取締役

消防太郎 印

年 月 日

丙

印